

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉サービス事業所等処遇改善臨時特例交付金の申請受付開始について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度(月額平均6千円相当)引き上げるための措置を実施することを目的として、下記のとおり交付金事業を実施いたします。

各事業者におかれましては、「岐阜県障害福祉サービス事業所等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「岐阜県障害福祉サービス事業所等処遇改善臨時特例交付金事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)等をご確認のうえ、交付要件に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 交付事業の概要

(1) 交付対象期間

令和6年2月～5月

(2) 対象事業所

下記①、②をいずれも満たす障害福祉サービス事業所等(地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援を除く。)

①交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「ベースアップ等加算」とする。)を算定していること。

※ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。

②令和6年2・3月(分の給与等)から本交付金の要件を満たすように賃金改善を実施する障害福祉サービス事業所等

(3) 交付対象経費

令和6年2月から5月までの間、収入を2%程度（月額6,000円程度）引き上げるための措置を実施する障害福祉サービス事業所・施設等に対し、かかる費用を交付

※職員に対し、月額6,000円の支払いを一律に求めるものではありません。

(4) 交付額

交付額については、サービス別に設定された交付率（実施要綱の別紙1表1とおりの）を障害福祉サービス等報酬総額に乗じて得た額を交付します。

(注) 各職員に一律6,000円を交付するものではありません。

$$\text{交付額} = \text{一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額} \times \text{サービス類型別交付率}$$

2 申請様式

<申請様式>

①申請書（別記第1号様式）

②処遇改善計画書（別紙様式2-1、2-2）

※①、②は同一のExcelファイルになっています。

③ （債権譲渡を行っている事業所のみ） 口座通知書

④（必要な場合のみ）特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

下記県ホームページ中に申請に係る様式について掲載しています。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/203433.html>

3 申請書類等の提出先・提出方法について

※申請にあたっては、事業所の開設者（法人）が岐阜県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等を全て取りまとめの上、一括して申請いただきます。

・ **原則電子メールでの提出をお願いします。**

メールアドレス：gifu-shogukaizen@his-world.com

（※本交付金用申請用のアドレスです。県障害福祉課のメールアドレスとは異なりますので、ご注意ください。）

・ 電子メールを利用できない場合に限り、郵送で申請を行ってください。

なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

【郵送での提出先】

〒500-8833 【岐阜神田郵便局留】

岐阜市神田町2丁目2番地

株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部内

岐阜県介護職員等処遇改善支援事務局宛

4 申請受付期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月7日（火）まで **（必着）**

5 留意事項

- ・県ホームページにて、交付要綱、実施要綱、申請方法、申請様式、QA等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。
- ・交付決定にあたっては、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書中の交付金見込額に基づき概算で交付額を算定する予定ですが、実際の交付額は上記1（4）により算定されるため、交付決定通知書に記載されている交付額と実際の交付額が異なる場合があります。
- ・本交付金の交付額算定は令和6年2月～5月分の報酬を対象として行われますが、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに受け付けられた過誤調整等による報酬額の変動については、交付額に反映します。なお、過誤調整等によりすでに交付された交付金の返還が必要になる場合があります。
- ・本交付金は、福祉・介護職員等処遇改善加算とは別の事業になりますので、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している場合でも、申請が必要となります。

【再掲 県ホームページ URL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/203433.html>

6 問い合わせ先

交付金の内容や申請方法等についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：**050-1750-5466**

対応期間：令和6年4月9日（火）から令和6年5月24日（金）まで
（土日祝日は休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	高 田
問合せ	上記6の問い合わせ先へお願いします。		